注１　１、10及び21の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し、気象援助局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は実験試験局について第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条の２第６項及び第25条第７項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

［削る］

２　［略］

３　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付けること。

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

５　４の欄は、次によること。

［(1)　略］

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

［(3)　略］

６　５の欄は、設備規則第９条の２第１項に規定する自動識別装置又は同条第６項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り、ＡＴＩＳ番号又は船舶等識別番号を記載すること。

７　６の欄は、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　略］

注１　※印を付けた欄は、記載しないこと。

２　１及び20の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載し、気象援助局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は実験試験局について第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条第５項及び第25条第６項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

３　［同左］

４　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付けること。

５　３の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

６　［同左］

［(1)　同左］

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

［(3)　同左］

７　５の欄は、設備規則第９条の２第１項に規定する自動識別装置又は同条第７項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り、ＡＴＩＳ番号又は船舶等識別番号を記載すること。

８　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　同左］